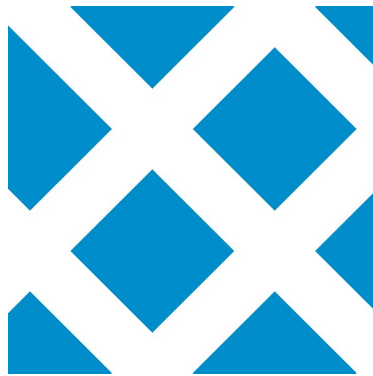


令和 8 年 度

萩市財政の健全性に関する比率の公表



令和8年9月

萩市総務部財政課

健全化判断比率（４指標）及び資金不足比率について（参考資料）

健全化判断比率・資金不足比率の状況

（１）健全化判断比率（４指標）

（単位：％）

比 率 名	令和８年度 公表数値	令和７年度 公表数値	令和６年度 公表数値	令和５年度 公表数値	令和４年度 公表数値	令和３年度 公表数値	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	12.60 以上	20.00 以上
② 連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	17.60 以上	30.00 以上
③ 実質公債費比率	5.0	5.4	5.8	5.8	5.6	5.7	25.0 以上	35.0 以上
④ 将来負担比率	—	—	—	—	—	1.8	350.0 以上	

※「—」は、赤字又は将来負担がないことを示します。

（２）資金不足比率

（単位：％）

会 計 名	令和８年度 公表数値	令和７年度 公表数値	令和６年度 公表数値	令和５年度 公表数値	令和４年度 公表数値	令和３年度 公表数値	経営健全化 基準
萩市水道事業会計	—	—	—	—	—	—	20.0 以上
萩市病院事業会計	—	—	—	—	—	—	
萩市下水道事業会計	—	—	—	—	—	—	

※「—」は、資金に不足がないことを示します。

健全化判断比率・資金不足比率会計区分イメージ

萩市の全会計	一般会計等	一般会計		①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率 (準元利償還金の対象会計)	④将来負担比率
		一般会計等に属する特別会計	土地取得事業特別会計				
			休日急患診療事業特別会計				
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業特別会計以外の会計	国民健康保険事業（事業勘定）特別会計				
			国民健康保険事業（直診勘定）特別会計				
			後期高齢者医療事業特別会計				
			介護保険事業特別会計				
	公営企業会計	法非適用企業	—	⑤会計ごとに算定 資金不足比率			
		法適用企業	水道事業会計				
			病院事業会計				
			下水道事業会計				
一部事務組合・広域連合等							
地方公社・第3セクター等							

【制度解説】

1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月22日に公布され、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表などの規定が平成20年4月1日から一部施行、比率の数値によって各種の制限がかかる法適用が平成21年4月1日から全部施行となりました。

この法律の目的は、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することで住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正・再生スキームの構築であり、行財政上の必要な措置を講ずることにより、財政の健全性に資することを目的としています。

各比率の公表等については、市長が健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて、議会へ報告し、かつ公表することとされています。

また、公表した各比率は速やかに県知事に報告しなければならないとされ、当該報告を受けた県知事は速やかに総務大臣に報告しなければならないと規定されています。

地方公共団体の財政状況は、各比率に応じ、以下のとおり区分されます。

（１）健全段階

健全段階では指標の整備と情報開示の徹底が求められ、監査委員の審査に付して議会に報告し、公表を行うこととなります。萩市の令和7年度決算に基づく健全化判断比率はこの健全段階となります。

（２）早期健全化段階

早期健全化段階では自主的な改善努力による財政健全化を図るもので、健全化判断比率のうちいずれかの数値が早期健全化基準数値以上の場合には、財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表しなければならないことになっています。財政の早期健全化が著しく困難な場合は総務大臣又は知事が必要な勧告を行います。

（３）財政再生段階

財政再生段階では、国等の関与により確実な再生が行われます。再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除く比率）のいずれかの数値が財政再生基準以上の場合には、財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の義務付け、地方債発行の制限、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては予算の変更等が総務大臣から勧告されます。

（４）公営企業の経営健全化段階

公営企業ごとに資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画を定めるなど、（２）の早期健全化段階に準じた取扱いとなります。

2 健全化判断比率・資金不足比率の算定方法

(1) 健全化判断比率（4指標）

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

の3か年平均

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 一部事務組合・広域連合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金利子

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

将来負担比率	＝	$\frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$
--------	---	---

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 一部事務組合・広域連合・地方開発事業団（組合等）の地方債の元金償還に充てる負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることのできる基金額

（２）資金不足比率

公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合

資金不足比率	＝	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--------	---	--------------------------------------

- ・ 資金の不足額：
 - 法適用企業＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・事業の規模：法適用企業＝営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

3 萩市の健全化判断比率・資金不足比率の分析

（１）健全化判断比率（４指標）

① 実質赤字比率

この指標は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合で、赤字である場合に比率として表れる指標です。

この比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」以前では「実質収支比率」という指標であり、この比率がマイナス２０％を超える場合、総務大臣の承認を得て、いわゆる「財政再建団体」となる基準を示す指標でした。

萩市の令和７年度決算に基づく「実質赤字比率」は、実質収支が黒字であるため、「－」表示となります。

※ 標準財政規模

通常収入される経常一般財源の規模を示すもので、標準税収入、普通交付税及び地方譲与税の合計額（４指標においては、臨時財政対策債発行可能額を含みます。）

※ 標準税収入

地方税法に定める法定普通税を標準税率をもって、地方交付税法の定める方法により算出した収入見込額

② 連結実質赤字比率

この指標は、全会計（一部事務組合、第３セクター、地方公社、広域連合等は対象外）を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合です。

この指標は国民健康保険事業会計や介護保険事業会計等の公営事業会計や水道事業、病院事業及び下水道事業会計の公営企業会計等の会計を含めた全会計の収支状況を反映した指標となります。

萩市の令和７年度決算に基づく「連結実質赤字比率」は、一般会計等の実質収支が黒字であること及びその他の会計においても資金不足が生じていないため、「－」表示となります。

③ 実質公債費比率

この指標は、平成１７年度決算から指標化されたもので、一般会計等の地方債元利償還金及び準元利償還金から地方債元利償還金及び準元利償還金に係る特定財源

額及び基準財政需要額算入額を除いた額の標準財政規模から地方債元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除いた額に対する割合の過去3か年の平均です。

萩市の令和7年度決算に基づく数値は5.0%で早期健全化基準の25.0%を下回り、昨年度の比率と比較すると0.4%の減となっています。これは、令和7年度の地方債元利償還金が令和4年度と比較して、約1.8億円減少したことなどにより、単年度数値が約1.0ポイント改善したことによるものです。なお、単年度の数値は、令和7年度は4.78452%となり、令和6年度の4.90861%から約0.1ポイント改善しました。これは、令和7年度は、標準財政規模のうち基準財政需要額が増加したことにより普通交付税額が増額したことによるものです。

※ 準元利償還金

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当りの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 一部事務組合・広域連合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金利子

④ 将来負担比率

この指標は、年度末時点における地方債残高や全職員の退職手当の負担見込額、第3セクター等への負担見込額など、将来支払う可能性のある経費（将来負担額）から、これに係る充当可能基金額、特定財源見込額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を除いた額の標準財政規模から地方債元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除いた額に対する割合です。

将来負担比率以外の3指標が一定期間内の収支をみるフロー指標であるのに対し、ある時点での負担の量をみるストック指標を示します。

萩市の令和7年度決算に基づく数値は「－」表示となります。これは、充当可能基金が4.5億円増加した一方で、基準財政需要額算入見込額が13.1億円減少し、充当可能財源等としては7.1億円減少しているものの、将来負担額である地方債の現在高が7.8億円減少したことにより、将来負担額も5.7億円減少し、充当可能財源等の総額が将来負担額の総額を上回っているためです。

※ 標準財政規模について

各指標とも算定式の分母の全部又は一部に標準財政規模を採用しています。標準財政規模はその自治体の標準的な収入を示すもので、市税や譲与税、普通交付税等により計算されます。つまり4指標は、各指標が示す負担額等の標準的な収入に対する割合といえます。

（２）資金不足比率

財政健全化法の施行に伴い、公営企業の経営健全化も規定されました。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足が事業の規模に対してどの程度あるかを示すもので、一般会計等の実質赤字額に相当するものです。

萩市の各公営企業会計においては、資金の不足を生じていないため、「－」表示となります。

【用語解説】

○ 一般会計

一般会計とは、福祉・教育・土木・衛生など市が基本的な行政サービスを行うための経費を管理する会計で、主な歳入として、市税・地方交付税・国県支出金・地方債などがあります。一般会計のほかに特定の収入をもって特定の事業を行うために設けられているのが特別会計です。

○ 一般会計等

一般会計等とは、市で管理している会計のうち、財政健全化法で規定される健全化判断比率を算出する対象の会計のことで、公営事業会計以外の会計となります。萩市で「一般会計等」に区分される会計は、一般会計、土地取得事業特別会計、休日急患診療事業特別会計の３会計です。

○ 公営事業会計

公営事業会計とは法律の規定によりいずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいい、以下のように分類されます。

- ① 地方財政法施行令第４６条に掲げる事業に係る公営企業会計
- ② 国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業会計等
- ③ 上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計

○ 一部事務組合・広域連合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体をいいます。萩市では、山口県市町総合事務組合、山口県後期高齢者医療広域連合、萩・長門清掃一部事務組合が該当します。

○ 地方公社・第３セクター等

一般的に、自治体の出資により設立され、または民間部門との共同出資により設立される法人等をいいます。

財政健全化法で規定される健全化判断比率を算出する対象とされるものは、地方３公社（土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社）、地方独立行政法人及び

自治体が損失補償を行う債務を有する法人等であり、萩市では、土地開発公社及び萩海運有限会社が該当します

○ 標準財政規模

通常収入される経常一般財源の規模を示すもので、標準税収入、普通交付税及び地方譲与税の合計額をいいます。（財政健全化法の算定においては、臨時財政対策債発行可能額を含みます。）

○ 標準税収入

地方税法に定める法定普通税を標準税率をもって、地方交付税法の定める方法により算出した収入見込額をいいます。

○ 財政再建団体

財政再建団体とは、地方財政再建促進特別措置法に基づき、赤字額が標準財政規模の５％（都道府県）または、２０％（市区町村）を超えた破綻状態にあり、総務大臣に申請して指定を受けた地方自治体のことで、正式には「準用財政再建団体」といいます。財政健全化法施行に伴い、廃止されました。

○ 公債費負担適正化計画

実質公債費比率が１８％以上で、市債の発行が許可制となる地方公共団体が、今後の市債発行に係る方針等、公債費（事業を行うために借り入れた市債の償還金）負担の適正な管理を行うため作成する計画をいいます。